

営業店舗所在地

本部

〒989-5501 宮城県栗原市若柳字川北中町11
TEL 0228-32-3014 FAX 0228-32-5075

本店

〒989-5501 宮城県栗原市若柳字川北中町11
TEL 0228-32-2586 FAX 0228-32-5150

築館支店

〒987-2252 宮城県栗原市築館薬師4丁目6-35
TEL 0228-22-2376 FAX 0228-23-6887

迫支店

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字小金丁1-4
TEL 0220-22-3095 FAX 0220-22-8390

気仙沼支店

〒988-0017 宮城県気仙沼市南町1丁目2-1
TEL 0226-24-4000 FAX 0226-23-2767

栗駒支店

〒989-5301 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎六日町48-1
TEL 0228-45-1517 FAX 0228-45-5357

米山支店

〒987-0321 宮城県登米市米山町西野字片平小路25
TEL 0220-55-4155 FAX 0220-55-4153

中田支店

〒987-0601 宮城県登米市中田町石森字加賀野1丁目8-11
TEL 0220-35-2100 FAX 0220-34-7234

店外ATM店

栗原市立栗原中央病院出張所

〒987-2205 宮城県栗原市築館宮野中央三丁目1番地1

マックスバリュ築館店出張所

〒987-2251 宮城県栗原市築館藤木一丁目48番地

デイリーポータル新鮮館佐沼店出張所

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字大網上17番地

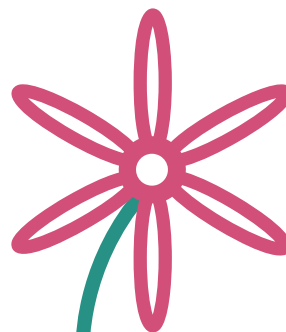
栗原市栗駒総合支所出張所

〒987-5392 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎円鏡寺後155番地

コミュニティバンク せんぽくの現況

ミニディスクロージャー誌

2005年9月末



風によって旅する花…。

新しい種子をまこうと思う。

たくさんの人々の豊かな暮らしを

新しいサービスでお応えします。

Community Bank
せんぽく

事業方針

お客様に評価される金融機関をめざして地域社会に貢献いたします。

経営理念

1. 社会的使命

私たちは常にお客様へのサービス向上に努め、地域の中小零細企業および勤労者の経済・社会・生活の健全な発展に貢献します。

2. 経営姿勢

私たちは「自己責任原則」を基本に努め、開かれた経営を実践します。

3. 行動規範

私たちは誠実・公正な行動により、社会からの信頼の確保に努めます。

基本方針

仙北信用組合は、協同組合組織金融機関として組合員のみなさまの社会的、経済的地位の向上に役立つことを目標に、地縁・人縁の特性を活かして地域に密着し、地域の発展に貢献します。

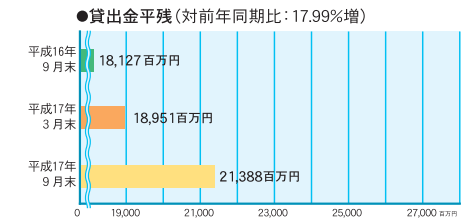
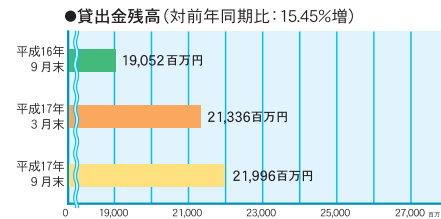
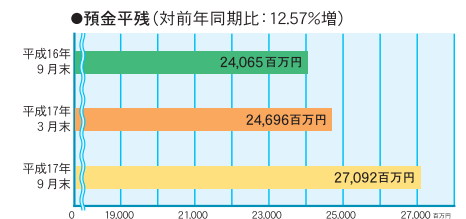
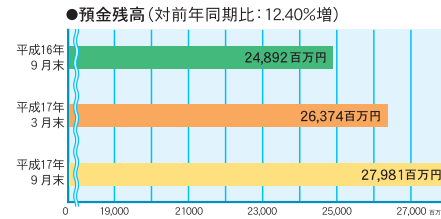
当組合の概要



名称	仙北信用組合
略称	コミュニティバンクせんぽく
理事長	若林 洋一
本店所在地	宮城県栗原市若柳 字川北中町11番地
設立	昭和30年8月8日
総資産	28,903百万円
自己資本額	810百万円
預金	27,981百万円
貸出金	21,996百万円
組合員数	15,112人
出資金	384百万円
店舗数	7 店舗
職員数	71名

預金・貸出金の状況

預貸金伸長率 全国信組トップクラスです。

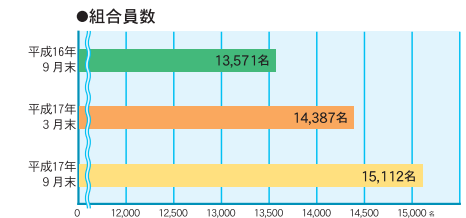
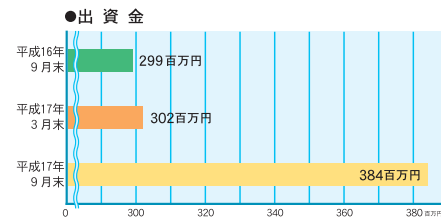


※百万円未満は切り捨ててしております

取引顧客の推移

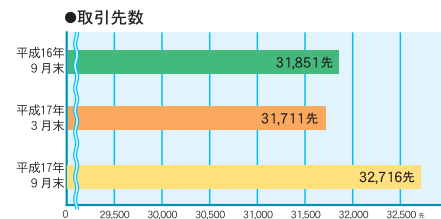
ますます多くの方々の支持を得ています。

出資金・組合員数



※百万円未満は切り捨ててしております

取引先数



○地域の預金を地域に還元することを通じ、地域社会の皆様のお役に立つことができるように努めてきた結果、厳しい金融環境にありましても、多くのお客様のご信頼とご支援を頂き飛躍的に業容が拡大しています。

地域産業の振興に貢献

地域産業の資金ニーズに積極的に取り組んでいます。

貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業種別	平成17年9月末		平成17年3月末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,148,090	5.2	1,144,678	5.4
農業	219,019	1.0	147,511	0.7
林業	53,000	0.2	35,000	0.1
漁業	80,807	0.4	81,594	0.4
鉱業	-	-	-	-
建設業	2,566,721	11.7	2,624,772	12.3
電気・ガス・熱供給・水道業	57,189	0.3	61,816	0.3
情報通信業	38,635	0.2	42,558	0.2
運輸業	312,980	1.4	244,110	1.1
卸売・小売業	3,390,037	15.4	3,383,070	15.9
金融・保険業	5,936	0.0	7,262	0.0
不動産業	1,117,307	5.1	998,414	4.7
各種サービス業	3,940,481	17.9	3,434,488	16.1
その他の産業	364,315	1.6	376,362	1.8
小計	13,294,523	60.4	12,581,640	59.0
地方公共団体	460,637	2.1	964,530	4.5
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	8,241,236	37.5	7,790,646	36.5
合計	21,996,397	100.0	21,336,817	100.0

○当組合は、中小企業金融の再生や創業支援、また地方公共団体、勤労者の皆様に対しても積極的に支援を行っており、地域経済の発展に貢献しています。

有価証券の時価情報

貸出金以外も大切に運用しております。

(単位：百万円)

	平成17年9月				平成17年3月			
	取得価格	評価差額	うち		取得価格	評価差額	うち	
			益	損			益	損
株式	50	3	3	0	50	0	0	0
国債	499	25	29	4	599	33	36	3
地方債	229	4	5	1	129	7	7	0
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	779	32	38	5	779	40	44	3

(注) ①その他有価証券で時価のあるものであります。
②売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
③満期保有目的有価証券に区分した有価証券はありません。

地域貢献活動

「コミュニティバンクせんぼく」は地域社会に貢献します。

○ 営業店の店舗環境や特性などを考慮しての文化・社会貢献活動など

- 伊豆沼・内沼の美しい湖沼環境を保全するためのクリーンキャンペーン活動に参加しました。
- 夏祭りにおいて、なかまち夕遊市(若柳)、七夕まつり(築館)、おいとこロックフェスティバル(佐沼)、長沼はすまつり(迫町)、山車まつり(栗駒)等に参加・協賛しました。
- 薬師瑠璃殿が祭られる双林寺表参道の玉垣清掃を行いました。(築館)
- 特別養護老人ホーム「いちようの里」夏祭りに参加しました。(築館)
- “コミュニケーション”として、地域の子供たちから老人の方々と一緒に鹿ヶ城公園や迫川周辺のゴミ拾いを行い、地域を語り合うコミュニケーション活動に参加しました。
- しんくみの日週間の活動として、地域のお客様とともに献血運動を展開し、合計24,800m²の献血を行いました。

○ 地域の皆様にお役に立つ情報提供として経済的貢献活動など

- 「スタンプ事業で地域活性化」と題して、討論会を開催しました。(米山)
- 地域の中小企業や勤労者等を対象とした、第1回「法律相談会」を開催しました。

自己資本比率

健全性を示す指標です。

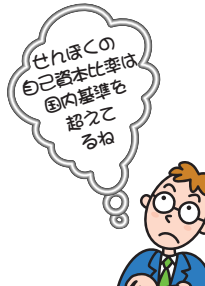
せんぼくの自己資本比率は「4.44%」です。

自己資本比率は「総資産」に対する「自己資本」の割合をいい、金融機関の健全性をはかる代表的な指標のひとつです。信用組合など日本国内のみで営業する金融機関に適用される国内基準では4%以上を維持することが要求されます。

	平成17年9月末	平成17年3月末	平成16年9月末
自己資本比率の推移	4.44%	5.59%	6.09%
貸出金の推移	21,996百万円	21,336百万円	19,052百万円

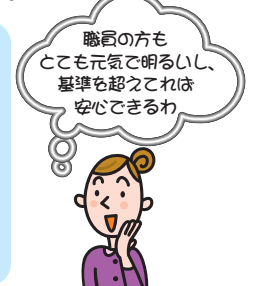
○ 自己資本比率の計算式 (平成17年9月末)

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額} \times 1}{\text{リスク・アセット等} \times 2} = \frac{810,450 \text{千円}}{18,214,872 \text{千円}} \times 100 = 4.44\%$$



※1 自己資本額には、出資金、利益準備金、特別積立金、次期繰越金、一般貸倒引当金等が含まれています。

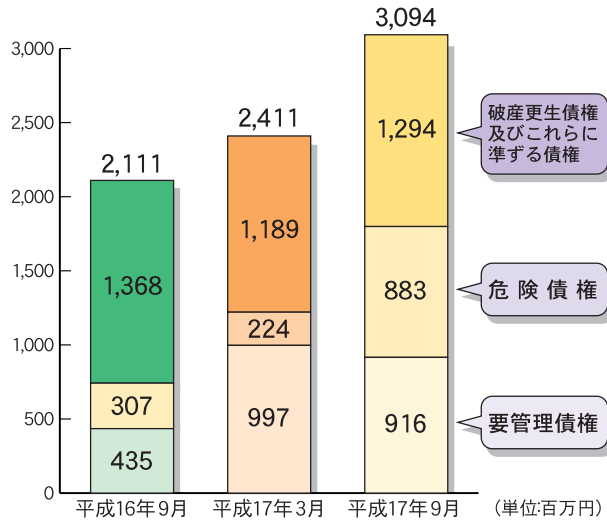
※2 リスク・アセットには、現金、政府向け債権、住宅ローン、その他の債権(貸出金等)等で構成されており、そのなかでも主なものは、その他の債権(貸出金等)であります。自己資本比率は、貸出金による経済的貢献を行いますと下がります。



金融再生法に基づく開示債権

トップレベルの保全率です。

平成17年9月末の金融再生法に基づく開示債権額は3,094百万円で、前年同月比983百万円増加し、**総与信額に占める割合は13.96%**であります。しかし、これらの債権については、自己査定による資産の実態把握をすすめ、担保や貸倒引当金等により確実に保全しています。



※百万円未満は切り捨てております。

総与信に占める割合
13.96%

担保保証等や貸倒引当金による保全率
89.86%

破産更生債権及びこれらに準ずる債権
5.83%

危険債権
3.98%

要管理債権
4.13%

正常債権
86.03%

※表示は小数点2位未満切り捨て表示しております。

(注) 金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）に基づく開示債権額は、貸出金のほかに支払承諾見返、与信関連仮払金、外国為替、未収利息、貸付有価証券を含んだ総与信ベースの債権を対象債権として算出します。

金融再生法に基づく開示債権の保全状況……………

(単位: 百万円)

	債権額 (A)		保全額 (B)			保全率 (B/A)
		総与信に占める割合	担保保証等	貸倒引当金		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,294	5.83%	1,294	748	546	100.00%
危険債権	883	3.98%	570	464	105	64.51%
要管理債権	916	4.13%	916	863	52	100.00%
小計	3,094	13.96%	2,781	2,076	704	89.86%
正常債権	19,074	86.03%				
総与信	22,169	100.00%				

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 平成17年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権の категорияにより分類し、簡便な方法により算出しております。従って、平成17年3月末の計数とは算出方法が異なるため、計数は連続していません。

用語説明

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状況及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

●要管理債権

3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、前記各項目に掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

2005年創立50周年記念イベント

仙北信用組合創立50周年記念式典の開催

平成17年8月6日、栗原市ホテルグランドプラザ浦島を会場に来賓、関係者合わせ約300名の方々に出席を頂き創立50周年記念式典を開催しました。その中で当組合が地域経済の発展のために果たす役割を再確認するとともに、半世紀にわたり組合を支えて頂いた総代、役職員の皆様に感謝状を贈呈しました。



▲浅野宮城県知事、栗原市佐藤市長、登米市布施市長を迎えての記念式典

仙北信用組合創立50周年記念文化事業の開催

平成17年8月21日、栗原文化会館を会場に「地域文化事業の推進」と「景気回復は元気が必要」を旗印に、仙台フィルハーモニー管弦楽団と仙北信用組合創立50周年記念合唱団が交響曲第九番「合唱」を元気に歌いあげました。



▲1年をかけた練習の成果を栗原文化会館でご披露



▲コンサートの模様を納めた記念のDVD

暮らしの様々なシーンでお役にたてるように
いつも身近な **せんぽく** をめざします。

商品のご案内

事業資金

経営を安定させたい

- 「経営安定資金・一般資金(一般枠)」
- 「経営環境変化対策資金[セーフティネット資金](一般枠)」
- 「小規模事業資金(一般資金)」

借換をしたい

- 「経営安定資金・一般資金(経営改善対策枠)」
- 「経営環境変化対策資金[セーフティネット資金](経営改善対策枠)」
- 「中小企業経営改善促進保証制度(緊急経済産業再生戦略プロジェクト)」

持っている売掛債権を活用したい

- 「売掛債権担保活用資金」

市制度融資

- 「市中小企業振興資金」
- 「小規模企業小口資金」

ビジネスサポートローン

- 「問答不要! 800」
- 「問答不要! 3000」
- 「冬 備」



商品のご案内

ご融資

カードローン

「小口自動融資オート10・30」
「VIPカードローン」
「Scket Card50」「Scket Card200」
(頼りになる助っ人カード)



住宅関連



「住まいる、いちばん住宅ローン」
「リフォームローン」
「借換住宅ローン」



教育関連



「めざせ大物！」
(在学期間中は無利息)



生活応援関連



「くるまくん」「おまとめローン“快傑くん”」
「まとめてHappy!ローン」
「かんたん!100ローン」
「シルバーローン」
(高齢者向けフリーローン)



ご預金

貯める預金

「期日指定定期預金」
「スーパー定期預金」
「大口定期預金」
「変動金利定期預金」
「スーパードリームのみぞみ」



活かす預金

「無利息型普通預金(決済用預金)」
「普通預金」
「当座預金」
「通知預金」
「貯蓄預金」
「交通事故傷害保険付“バックアップ21積金”」
「消費税積立預金せんぱく“納税くん”」



シルバー預金

「年金定期積金」
「まごころ積金」
「年金用定期預金」
「しあわせ100」



<http://www.senpoku.shikumi.jp>

仙北信用組合の 金融商品勧誘方針

当組合は、信用組合のもつ基本理念に基づき、社会的使命と公共的役割を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めております。また、これとともに平成13年4月1日より施行されました金融商品の販売法に関する法律第八条（勧誘方針の策定）に則り、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとともにより一層お客様にご満足いただけるよう努めてまいります。

1. 当組合は、お客様に資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。
2. 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説

明いたします。

3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 勧誘・販売の時間帯は店舗内においては所定の営業時間、その他訪問や電話による勧誘は、お客様のご事情を配慮した時間内に行います。

※ 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせ下さい。